

総行行第318号  
令和2年12月23日

各都道府県知事  
各都道府県議会議長  
各指定都市市長  
各指定都市議会議長

殿

総務省自治行政局長  
(公印省略)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令の公布について（通知）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（令和2年政令第357号。以下「改正令」という。）は、令和2年12月23日に公布され、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「日英協定」という。）の効力発生日（令和3年1月1日）から施行することとされました。

改正令は、日英協定を実施するため、所要の規定の整備を行ったものですが、英国は、令和2年12月31日までは欧州連合の加盟国とみなして地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用されることから、改正令の施行前後で取扱いの違いはありません。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の中核市市長及び中核市議会議長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

### 第一 日英協定の締結に伴う事項

- 一 欧州連合の供給者を欧州連合等の供給者に改め、同語の定義にグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の国民及び法人を追加するものとされたこと。  
(第2条関係)
- 二 その他所要の規定の整備を行うものとされたこと。

## 第二 施行期日

改正令は、日英協定の効力発生の日（令和3年1月1日）から施行するものとされたこと。（改正令附則第1項関係）

## 第三 経過措置

改正令による改正後の特例政令の規定は、改正令の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しないものとされたこと。（改正令附則第2項関係）